

第4章 地域福祉計画の取り組みの方向性と展望

I 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！

～ 地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築～

<基本方針1> 対象者横断のワンストップ

一括相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えており、家族や公的なサービスだけでは、支えることが難しくなっています。
- 複雑な家庭環境の中で、複合的な福祉課題を抱え、サービスや支援制度につながらない人が地域で暮らしています。
- 高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターが整備されていますが、地域包括ケアシステムの中核的な機関として更なる機能強化が求められています。
- 現状の支援は、法律ごと縦割りのサービス提供となっており、複合的な課題を抱える世帯に各関係機関がばらばらに対応している例も見受けられます。
- 住民意識調査の結果では、「福祉・保健分野の情報を知る方法」として、広報誌からが67.9%となっています。

(今後の展望) 対象者横断(全世代・全対象型)相談・支援窓口の設置

保健や福祉に関する必要なサービスを、誰もが必要なときに必要な情報を円滑に利用できる環境を整えるために、身近な場所における相談・支援窓口を設置します。

また、地区社協単位に対象者横断の支援を行うコミュニティソーシャルワーカーをモデル配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、市の相談・支援窓口や地域包括支援センター等の専門機関や民生委員児童委員と連携し、複合的な課題を抱える世帯・生活困窮者・制度の狭間にある人たち等、対象者横断の支援に取り組みます。

主な取組内容

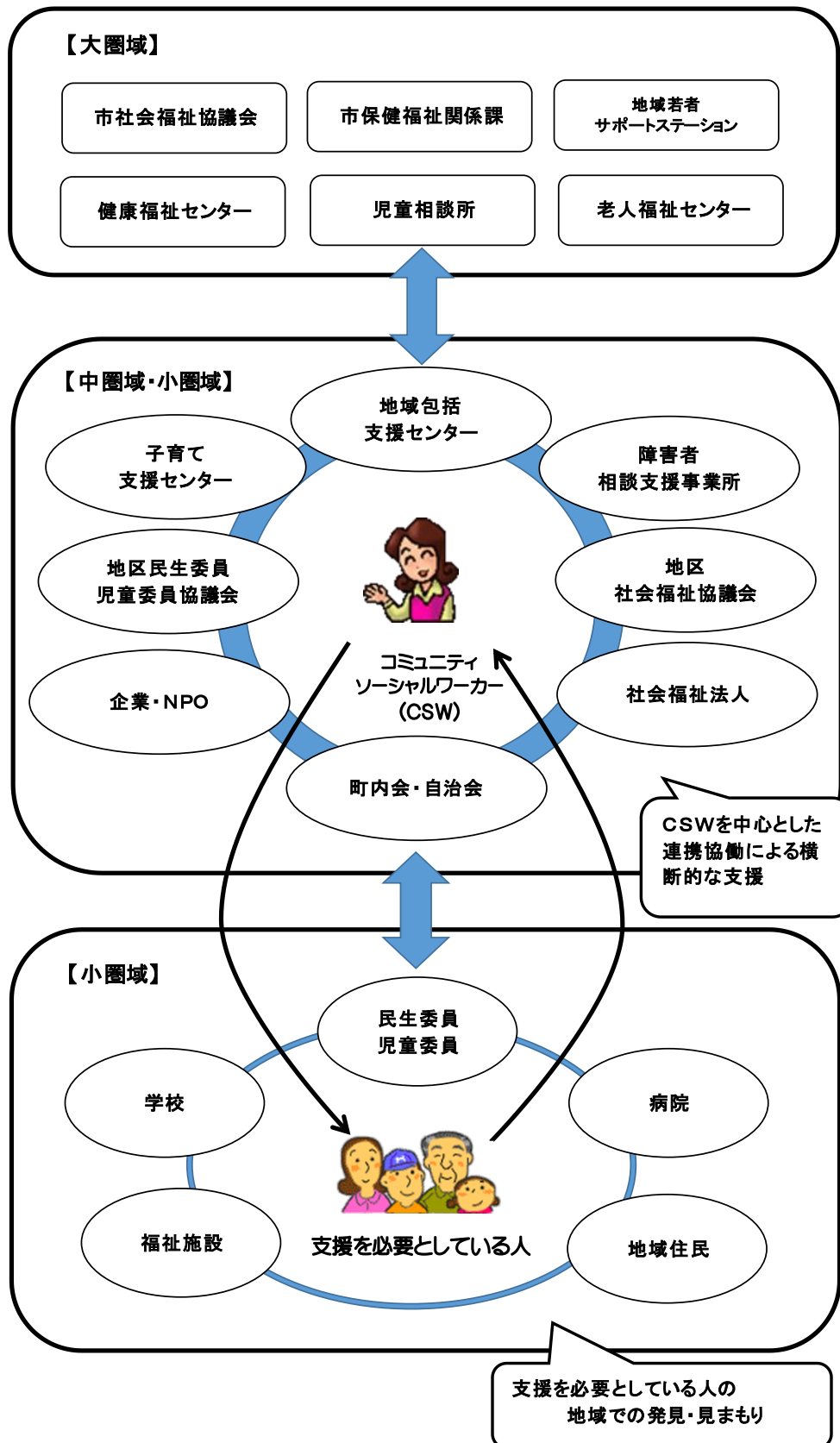
- 対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知
- 社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 民生委員・児童委員活動への支援
- 民生委員・児童委員、主任児童委員及び家庭相談員の活動の周知
- 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援
- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て支援センターなどの福祉専門機関の活動の周知。また、24時間体制で行われている「ふくしネット」などの相談機能の周知
- 「広報きさらづ」やホームページ、コミュニティ放送を活用した情報提供の一層の充実

【主要事業】

コミュニティソーシャルワーカーの配置による対象者横断の相談・支援体制の構築に向けた実施スケジュール

	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
事業実施に向けた準備	●				
モデル地区社協への配置と検証		▶			
段階的な配置及び事業の実施		▶			

コミュニティソーシャルワーカーによる横断的支援のイメージ図



＜基本方針2＞ 生活困窮者自立支援の方策

【現状と課題】

- 経済環境や雇用情勢の変化により、低所得者層や非正規雇用労働者が増加しています。
- 就労意欲があっても、高齢、障害、子育てや健康問題など、様々な理由から働けない人達があります。
- 経済的に困窮している人が増加しており、このような人を困窮状態から脱却させることが大きな課題となっています。
- 住民意識調査の結果では、「経済状況」が、苦しい、かなり苦しいと答えた人が、31.6%います。
- 全国の統計では、子どもの相対的貧困率が16.3%で、6人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。また、生活保護世帯の子どもが、将来また生活保護を受けるといふ貧困の連鎖が社会の問題となっています。

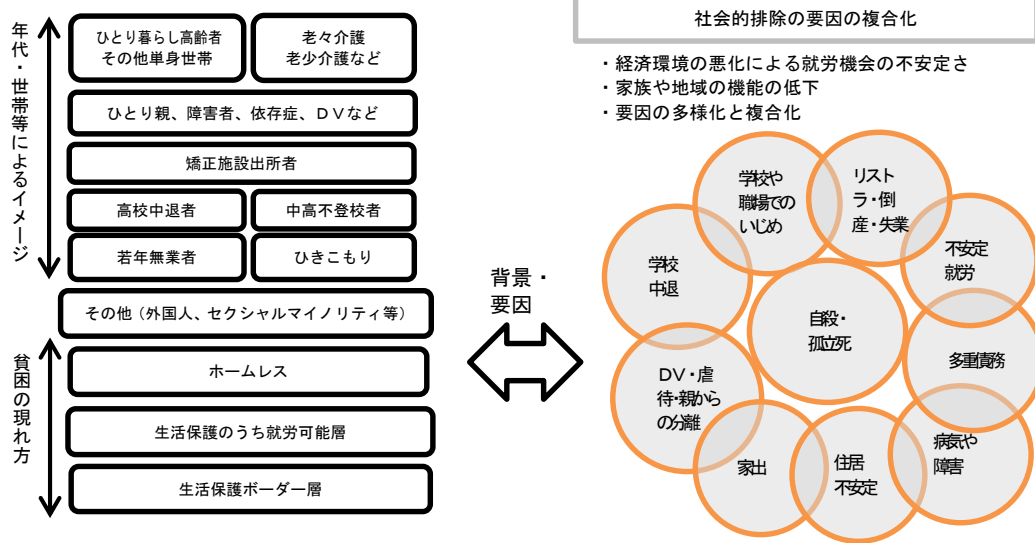
生活困窮の背景

生活困窮の背景には、安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほか、若年無業者、ひきこもり、不登校・高校中退、精神疾患、家庭環境、高齢化、核家族化、情報化の進展、孤立といった様々な要因があり、生活困窮の概念は広がりをを見せています。

現行の各種の相談窓口や制度は、対象者が限定されている場合が多く、複合的に課題を抱える支援ニーズの高い困窮者が制度の狭間に置かれているといった状況がうかがえます。

課題がより複雑化・困難化する前の早期の段階で支援を行うことによって、自立の助長を図ることが求められています。

生活困窮の要因の複合化イメージ



(今後の展望) 生活困窮世帯の子どもへの学習支援への取り組み

市では、現在、生活困窮者自立支援事業の必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」事業を実施していますが、今後、任意事業である「生活困窮世帯の子どもの学習支援」に取り組めます。

主な取組内容

- 対象者横断の相談・支援窓口と連携した支援
- 社会福祉協議会の地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援
- ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援
- 商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓
- 市社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けとの連携

【主要事業】

生活困窮世帯の子どもの学習支援の実施スケジュール

	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
実施に向けた準備	●				
事業の実施	➡				

＜基本方針3＞ 必要なサービスを提供するための仕組みづくり

【現状と課題】

- 社会福祉の制度は、市民が利用するにあたって、複雑でわかりにくい現状です。
- 市民が求める福祉サービスや地域課題の早期の把握が求められています。

(今後の展望)情報収集活動の充実

地域課題や求められる福祉サービスが複雑かつ多様化する中で、地域住民が求めるサービスを把握するため、地域住民の声を聞き、情報収集活動を一層進めるとともに、福祉関係機関や地域活動組織との連携を図り、必要なサービスの把握に努めます。

そのために、地域課題の把握を目的とした地区懇談会を、市社会福祉協議会と共同して開催します。また、市社会福祉協議会は地区で展開している「サロン活動」に傾聴ボランティアを配置していますが、そのようなサロン活動の数を増やし、傾聴ボランティアとコミュニティソーシャルワーカーと連携して福祉ニーズの早期発見を行います。

主な取組内容

- 地区懇談会の開催
- サロンの開催場所の増設
- 認知症等高齢者見守り事業などの実施により、支援を必要とする世帯を把握するとともにそのニーズを把握
- 支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整を図る人材の育成

＜基本方針4＞ 福祉サービスを支える仕組みの充実

【現状と課題】

- 福祉サービスの質の向上が求められています。
- サービス利用者やその家族が、福祉サービスの苦情や要望をサービス提供事業者に、直接言いにくいという状況があります。
- 認知症の傾向があり、また障害などがあり、判断能力が低下し、福祉サービス利用の契約や利用料の支払い、日常の金銭管理が出来ない人たちがいます。
- 認知症や障害などにより、日常生活が困難となり、後見人を必要とする人が増えてきています。

（今後の展望1）苦情解決の仕組みの活用

苦情解決の仕組みを活用し、サービス利用における苦情や要望を聴き、解決し、更にサービスの質の向上へとつなげていきます。

（今後の展望2）日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用促進

福祉サービスは、自分で必要なサービスを選び、契約を結んで利用する仕組みに移行してきています。自らその内容を理解し、判断することが困難な高齢者や障害のある人が安心して必要なサービスを受けることができるように利用の推進を図ります。

主な取組内容

- 市の相談窓口でのサービス利用の苦情の受付
- 福祉サービス利用者サポートセンター（千葉県運営適正化委員会）の活用
- 福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進
- 市社会福祉協議会の成年後見支援センター事業の推進
- 成年後見の市長申し立て
- 市民後見人育成
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発

＜基本方針5＞ 高齢者や障害のある人など当事者組織への支援

【現状と課題】

- 老人クラブ連合会のヒアリングでは、会員数の減少、単位老人クラブの減少等の課題が出され、また以前のように高齢者向けの講座・講習をやってほしいとの要望が出されました。
- 身体障害者福祉会のヒアリングでは、会員の高齢化と新規加入者がないこと等が課題として出されました。
- 手をつなぐ親の会のヒアリングでは、親亡き後の障害者の生活について不安がある等が課題として出されました。
- ひとり親家庭に支給される児童扶養手当受給者は、現在市全体で約1,000人です。全国的な統計では、母子家庭の母親の就業形態は、約6割が非正規雇用で、平均所得は年181万円と低い状況です。

（今後の展望）当事者組織への支援

福祉の充実に向けて、家族を含む当事者が果たす役割は重要です。当事者とボランティアなどの福祉関係者や市、市社会福祉協議会などは連携に努め、お互いに協力するとともに、様々な立場から高齢者、身体・知的・精神の各障害など当事者組織の活動への支援を進めます。

また、母子家庭の貧困状況から、新たに「母子・父子家庭の連絡組織の設立」を検討し、親同士の情報交換や支え合いが必要です。併せて、生活困窮世帯の子どもの学習支援と絡めていくことが大切です。

主な取組内容

- 当事者組織についての情報を提供
- 当事者組織の運営や活動を支援
- 当事者組織との定期的意見交換の実施
- 母子・父子家庭の連絡組織の設立の検討
- 当事者の各種会議への参加（意見等発言の機会の提供）

＜基本方針6＞ 健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援

【現状と課題】

健康課題

- 心疾患にて死亡する割合が、全国、県と比較して多くなっています。
- 特定健康診査受診率は、平成 26 年で 42.5%であり、目標とする 60%に達していません。
- 人工透析患者が増加しています。
- 新規透析導入患者の原因疾患は、高血圧と糖尿病で7割を占めている。
- 介護認定率は、40歳から64歳までの2号被保険者が県、国と比較して高い状況です。

生活課題（住民意識調査・各種団体ヒアリング結果より）

- 1人暮らし高齢者で、引きこもりがちの人がいます。特に男性高齢者に多く見られます。
- 老人クラブ連合会のヒアリングでは、以前のように高齢者向けの講座・講習をやってほしいとの要望がありました。

（今後の展望1） 予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防の取り組みの推進

本市の健康実態と課題を踏まえ、乳幼児期から学童期までは、元気な身体づくりと生活習慣を確立し、成人期以降は生活習慣病の予防を中心として取り組むなど、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を行います。

（今後の展望2） 誰もが生きがいを持って暮らすための支援

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが地域で生きがいを持って暮らせるために、生きがいづくり活動を充実します。

（今後の展望3） ネットワークづくりとサービスの向上

保健、医療、福祉やNPO、ボランティア団体などと地域の健康課題、生活課題を共有し、連携を一層強化し、課題解決のためのネットワークづくりを進めます。

主な取組内容

- 妊婦、乳幼児期から高齢期へと生涯にわたる健康づくりの推進
- 予防可能な生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための支援
- 健康づくりのための情報提供
- 健診受診率の向上に向けた取組みの強化
- 健康増進センター等による運動の機会の充実
- 保健・医療・福祉やNPO, ボランティア団体とのネットワークを形成
- 市民向け各種講座・講習の開催
- 公民館での健康を支援しあえる仲間づくり
- 障害者や高齢者の社会参加促進
- サロンの場での生きがいづくり

＜基本方針7＞ 地域における子育ての支援

【現状と課題】

- 保育所等に入れられない待機児童が多く発生しています。
- 子育て中の若いお母さんが、地域の中で孤立することがあります。
- 子育て中のお母さん達が、集える場所が多くありません。
- DVや児童虐待の予防、早期発見、保護、自立支援が求められています。
- 非行やいじめの防止活動が求められています。
- 高齢者とふれあったことのない子ども達もいます。

（今後の展望1）家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・公民館の役割と連携

子どもは地域の中で育つことを理解し、自分の子、他人の子の区別なく地域ぐるみで声かけ、見守りなどを行います。

家庭、地域、保育所、幼稚園、学校・公民館が連携して、子育て中の家庭の子どもの健全育成を支援します。

子どもの発育、発達を正しく理解し、自ら判断して、育児していく力を支援します。

（今後の展望2）世代間交流の推進

児童から高齢者まで、あらゆる世代の住民が、ともに地域で暮らしていくために、世代間の交流を推進します。

主な取組内容

- 保育士の処遇改善、保育所等の拡充、整備の推進
- 家庭・地域と連携した学校教育の推進
- 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実
- DV、児童虐待などの防止に向けた支援の推進
- 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援事業を充実
- 公民館での子育て世代の学びと交流の場づくり
- サロン等において、高齢者と子どもたちと二世世代交流の促進
- 福祉施設での子どもたちと施設利用者の交流の促進
- 母子保健計画・子ども子育て支援事業計画の推進

＜基本方針8＞ 避難行動要支援者への支援体制づくり

【現状と課題】

- 地区懇談会では、個人情報保護のために、どこに見守り支援をされる人がいるかわからないという意見が出ています。
- 災害時に、誰を避難誘導するかわからないという声も地区懇談会でありました。
- 高齢者・障害者などの災害時の避難態勢を整える必要があります。
- 避難時に実効性のある避難行動要支援者のネットワーク体制
- 福祉避難所の整備
- 東日本震災後は、地域コミュニティの重要性や日常的な近隣関係の構築の必要性が再認識されています。
- 災害対策基本法等の一部改正において、平常時から名簿を提供することについて同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の関係者に名簿提供するとしています。

（今後の展望） 避難行動要支援者への支援体制の構築

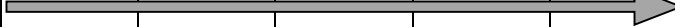

避難行動要支援者とは、主に、要介護高齢者、障害者など災害時の避難行動に支援を必要とする人を指します。避難行動要支援者の本人の意向を調査・確認し、同意を得て名簿の作成を行い、その名簿を自主防災組織、自治会・町内会などへ提供し、災害時や災害時に備えた見守りなどに活用していきます。

主な取組内容

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 自主防災組織や自治会・町内会などへの名簿提供
- 地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制の検討
- 高齢者・障害者などを対象とする避難訓練の実施
- 高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に配慮した避難所運営及び福祉避難所の体制整備
- 市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携

【主要事業】

支援体制の構築の実施スケジュール

	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
避難行動要支援者の名簿作成 及び更新					
避難支援プラン（個別計画）の策 定	●				

Ⅱ 風とおしのよいまちを創ろう！

～ 地域での助け合い・支え合い～

<基本方針1> 地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実

【現状と課題】

- 現代社会は、地域社会の支え合い機能が崩壊し始めていると言われています。
- 地域社会において、様々な住民活動を担う人の減少と高齢化が言われています。
- 福祉活動の拠点が求められています。

（今後の展望1）地域組織の運営と活性化

住民の自主的、主体的な地域福祉活動が活発に行えるように、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、住民と協働して取り組みを進めるなど、活動の一層の活性化に向けて支援します。

（今後の展望2）困りごと情報の収集から支援へ

地域住民が日常生活の中で困っていること、援助を求めていることの情報把握し、わかりやすく正確な情報を、必要な人が必要なときに利用できる仕組みを築きます。

主な取組内容

- 住民による地域組織への支援
- 公民館をはじめとする公共施設の有効活用
- 空き家・空き店舗等を活用した福祉活動拠点の確保
- サロンでの傾聴ボランティアと連携したコミュニティソーシャルワーカーによる支援
- サービス提供事業者間での援助を求めている人の情報共有体制整備
- 認知症等高齢者見守り事業などの推進
- 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進
- 対象者横断の相談・支援窓口の設置

＜基本方針2＞ 地域の助け合い活動の推進

【現状と課題】

- 住民意識調査結果では、「地域福祉推進のため市民が取り組むべきこと」として最も多かったのは、住民同士の助け合い意識の向上（63.5%）でした。
- 住民意識調査結果では、「日常生活が不自由になったときに地域で援助してほしいこと」として、多いものは、安否確認の声かけ43.4%、買い物の手伝い31.2%、外出の支援22.7%となっています。
- 住民意識調査結果では、「住民相互の支え合い、助け合いとしてどのようなことができるか」との問いに、安否確認の声かけ64.6%、ちょっとした買い物34.2%などが多いです。

（今後の展望1）地域組織による助け合い意識の啓発

地域における助け合い活動の基礎的な組織である自治会・町内会をはじめ、老人クラブや子ども会などの地域組織の活動を通して、福祉意識の啓発や、地域での助け合いの意識の向上に努めます。また、地区社会福祉協議会における助け合い活動の推進を図ります。

（今後の展望2）障害のある人や高齢者への理解

障害のある人や高齢で心身機能が低下した人も、その人らしく暮らしていくための環境を築いていくことを目指し、誰もが地域でともに暮らしていくための理解を広めます。

主な取組内容

- 転入者に対する自治会・町内会などについての情報提供
- 市社会福祉協議会を通じたの地区社会福祉協議会活動の助け合い活動の推進
- 障害者差別解消法の普及啓発
- 児童・生徒・住民への福祉学習の推進

Ⅲ 「これから」を支える人を育てよう！

～ 地域福祉を支える人材の育成～

<基本方針1> 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

- ボランティア活動を行っている人たちをはじめとする住民による福祉活動の担い手の高齢化が指摘されています。

（今後の展望1）地域福祉リーダーの発掘・育成

市民活動やNPO活動などの地域福祉の担い手となるリーダーを育成するとともに、地域に埋もれた人材の発掘を推進します。

（今後の展望2）ボランティア活動の活性化と人材の育成

地域福祉活動の担い手となるボランティア団体の活性化を図るため、ボランティアリーダーの育成や、活動への参加を多くの地域住民に呼びかけます。

主な取組内容

- ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備
- ボランティアコーディネート人材の育成
- ボランティア活動の支援
- 児童・生徒・市民への福祉学習の推進（再掲）

＜基本方針2＞ 中高年パワーの活用

【現状と課題】

- 中高年世代の生きがい対策からも、地域活動への参加が課題となっています。

（今後の展望）中高年の地域活動参加の仕組みづくり

中高年世代の住民が地域活動に参加できる仕組みづくりの構築と、高齢者が培ってきた経験を地域活動に活かすための仕組みづくりを進めます。

主な取組内容

- 高齢者の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センターの活用
- 現役を退いた「団塊の世代」が地域活動に参加できるような環境づくり

＜基本方針3＞ 社会福祉法人と連携した小地域活動の推進

【現状と課題】

- 社会福祉法改正により、社会福祉法人の地域貢献が求められています。
- 社会福祉法人の地域貢献計画（社会福祉充実計画）を広域市町村圏で承認することになります。

（今後の展望）社会福祉法人の地域貢献事業との連携

社会福祉法が改正され、社会福祉法人に地域貢献することが求められました。社会福祉法人が運営する施設のある地域で、社会福祉法人と住民の福祉活動等が連携していくことを進めます。そのために、市と市社会福祉協議会と社会福祉法人の連携体制が必要となります。

主な取組内容

- 社会福祉法人と地区社会福祉協議会活動との連携推進
- 社会福祉法人の社会福祉充実計画承認（広域市町村圏）
- 社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議